

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）の一部改正の新旧対照表

○平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）
目次	目次
〔略〕	〔同左〕
【凡例】	【凡例】
〔略〕	〔同左〕
※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、 <u>令和 7 年 3 月 24 日</u> 時点の条番号を示すものとする。	※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、 <u>令和 6 年 12 月 2 日</u> 時点の条番号を示すものとする。
1 〔略〕	1 〔同左〕
2 定義	2 定義
2-1 〔略〕	2-1 〔同左〕
2-2 個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係）	2-2 個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係）

法第 2 条（第 2 項）

〔略〕

政令第 1 条

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号

(6)～(10) 〔略〕

規則第 2 条

〔略〕

規則第 3 条

〔略〕

規則第 4 条

〔略〕

〔略〕

2-3～2-19 〔略〕

法第 2 条（第 2 項）

〔同左〕

政令第 1 条

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 〔同左〕

(5) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号

(6)～(10) 〔同左〕

規則第 2 条

〔同左〕

規則第 3 条

〔同左〕

規則第 4 条

〔同左〕

〔同左〕

2-3～2-19 〔同左〕

3～10 〔略〕

〔付録〕 〔略〕

3～10 〔同左〕

〔付録〕 〔同左〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和七年三月二十四日から施行する。